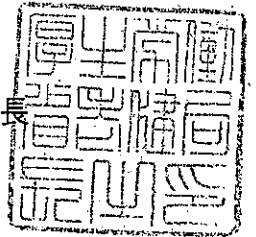


平成23年3月30日
老発0330第3号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業の実施について

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供することが重要であり、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」（平成23年3月11日閣議決定）において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設や、保険者機能の強化等を盛り込み、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めているところ。

こうした「地域包括ケアシステム」の構築のため、「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業」、「地域包括支援センター等機能強化事業」、「集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業」及び「デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業」の4事業を実施することとし、別添1から4のとおり実施要綱を定めたので、ご了知の上、貴管内市区町村に周知するとともに、本事業の適正かつ円滑な実施にご協力願いたい。

なお、本通知は、平成23年4月1日から適用することとし、本通知の施行に伴い「平成22年度市町村地域包括ケア推進事業の実施について」（平成22年5月21日老発0521第1号老健局通知）は本通知の施行をもって、「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業の実施について」（平成22年11月30日老発1130第1号老健局長通知）は平成23年6月1日をもって廃止する。

